

(保育所版)

(別記)

## 福祉サービス第三者評価結果公表事項

### ①第三者評価機関名

社会福祉法人愛媛県社会福祉協議会

### ②事業者情報

名称：松山市立 平井保育園	種別： 保育所
代表者氏名： 杉野 誠子	定員（利用人数）： 120（131）名
所在地： 愛媛県松山市平井町118	TEL 089-075-0126

### ③実地調査日

平成22年 8月10日（火）～11日（水）

### ④総評

#### ◇特に評価の高い点

平井保育園は松山市東部の田園地帯に位置し、平成20年4月に松山市からその運営を社会福祉法人白鳩会が受託して3年目を迎えた公設民営の保育園である。保育は当園の理念、基本方針に基づき、子どもの人格、個性、主体性を中心に据えて尊重し、保護者の意向を受けとめながら計画・実施されている。保護者対象のアンケートでも当園に対する総合評価は非常に高く、当園の努力が保護者からも評価された結果を示している。

中・長期計画、各年事業計画にも明示されるように、現在子育て支援と地域交流事業に積極的に取り組み、とくに地域や保護者の保育ニーズを把握し迅速に事業に結実させる姿勢は高く評価できる。

また、社会福祉サービス第三者評価受審は今回初めてであるが、職員全員が意欲的にサービスの自己評価に取り組み、改善に向けた課題の整理と業務マニュアルの作成という有形の成果を成し遂げるとともに、その過程で職員全体の協力関係が強まり、保育についての共通理解が得られたことは組織として高く評価される成果といえる。今後とも質の高い保育サービスの提供を目指して努力していかれることを期待したい。

#### ◇改善を求められる点

外部監査および人事考課の本格実施は福祉分野においてはこれからという状況であり、当園（当法人）におかれても今後の課題の一つとして位置づけ検討されることが望まれる。

### ⑤第三者評価結果に対する事業者のコメント

第三者評価を受審するにあたり、保育内容や各種マニュアルの見直しや作成をし、自己評価表に沿って検討し合い、課題となるところは改善するなど、全職員で取り組んだ事が職員のモチベーションアップと意識統一に繋がりました、大変良い機会となりました。

評価して頂いたことを真摯に受け止め、これからも子ども一人ひとりを大切に、保育の質の向上へ向けて努力をしていくと共に、今後はより一層、地域の中での子育て支援や地域交流を充実させ、保護者や地域の方からも信頼される保育園を目指したいと思います。

### ⑥各評価項目にかかる第三者評価結果

(別紙)

## 評価細目の第三者評価結果

## 評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

## Ⅰ-1 理念・基本方針

	第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立されている。	
I-1-(1)-① 理念が明文化されている。	Ⓐ・b・c
I-1-(1)-② 理念に基づく基本方針が明文化されている。	Ⓐ・b・c
I-1-(2) 理念や基本方針が周知されている。	
I-1-(2)-① 理念や基本方針が職員に周知されている。	Ⓐ・b・c
I-1-(2)-② 理念や基本方針が利用者等に周知されている。	Ⓐ・b・c

## 所見欄

理念および基本方針は、当法人理念との整合性をもって整備され、保育課程や指導計画に反映させる仕組みが確立している。また、職員や保護者に対しても、文書による説明や園内の掲示等、さまざまな機会と工夫を通して周知が図られている。

## Ⅰ-2 計画の策定

	第三者評価結果
I-2-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。	
I-2-(1)-① 中・長期計画が策定されている。	Ⓐ・b・c
I-2-(1)-② 中・長期計画を踏まえた事業計画が策定されている。	Ⓐ・b・c
I-2-(2) 計画が適切に策定されている。	
I-2-(2)-① 計画の策定が組織的に行われている。	Ⓐ・b・c
I-2-(2)-② 計画が職員や利用者等に周知されている。	Ⓐ・b・c

## 所見欄

中・長期ビジョンに基づく事業計画および各年事業計画は、保育を取り巻く地域の状況や保護者の意向を踏まえ、管理者を中心とした職員全員がかかわり策定されている。また、年度末に評価・見直され、その結果が次年度事業計画に反映される仕組みが確立している。

保護者への周知は、入園式後配付される資料に基づき、管理者がわかりやすく説明し理解と周知が図られている。

## Ⅰ-3 管理者の責任とリーダーシップ

	第三者評価結果
I-3-(1) 管理者の責任が明確にされている。	
I-3-(1)-① 管理者自らの役割と責任を職員に対して表明している。	Ⓐ・b・c
I-3-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	Ⓐ・b・c
I-3-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。	
I-3-(2)-① 質の向上に意欲を持ちその取組に指導力を発揮している。	Ⓐ・b・c
I-3-(2)-② 経営や業務の効率化と改善に向けた取組に指導力を発揮している。	Ⓐ・b・c

## 所見欄

管理者の役割と責任は、職員及び保護者に対してそれぞれ文書を配付して表明されている。また、保育園運営に関する関係法令については、自ら研修会等へ積極的に参加して学習するとともに、職員にはリスト化し職員会等で伝達・説明し確実な周知に努めている。

現在、サービスの質と業務の効率化、職員の育ちを目指して教育・研修の充実に努力しているが、今回の福祉サービス第三者評価受審の過程で実感された職員集団としての育ちは、たとえば業務マニュアルの作成等、有形の成果同様に高く評価できる。

## 評価対象Ⅱ 組織の運営管理

## Ⅱ-1 経営状況の把握

	第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。	
Ⅱ-1-(1)-① 事業経営をとりまく環境が的確に把握されている。	Ⓐ・b・c
Ⅱ-1-(1)-② 経営状況を分析して改善すべき課題を発見する取組を行っている。	Ⓐ・b・c
Ⅱ-1-(1)-③ 外部監査が実施されている。	a・Ⓑ・c

## 所見欄

園経営を取り巻く動向は、研修や当市次世代育成支援行動計画等公開された情報や当園利用者から得る情報を総合的に分析し事業計画に反映させている。経営分析については、外部監査は実施していないが、年間を通して有資格者による指導助言を受け、経営と業務効率の改善に努めている。

## Ⅱ-2 人材の確保・養成

	第三者評価結果
Ⅱ-2-(1) 人事管理の体制が整備されている。	
Ⅱ-2-(1)-① 必要な人材に関する具体的なプランが確立している。	Ⓐ・b・c
Ⅱ-2-(1)-② 人事考課が客観的な基準に基づいて行われている。	a・Ⓑ・c
Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。	
Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し必要があれば改善する仕組みが構築されている。	Ⓐ・b・c
Ⅱ-2-(2)-② 福利厚生事業に積極的に取り組んでいる。	Ⓐ・b・c
Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。	
Ⅱ-2-(3)-① 職員の教育・研修に関する基本姿勢が明示されている。	Ⓐ・b・c
Ⅱ-2-(3)-② 個別の職員に対して組織としての教育・研修計画が策定され計画に基づいて具体的な取組が行われている。	Ⓐ・b・c
Ⅱ-2-(3)-③ 定期的に個別の教育・研修計画の評価・見直しを行っている。	Ⓐ・b・c
Ⅱ-2-(4) 実習生の受け入れが適切に行われている。	
Ⅱ-2-(4)-① 実習生の受け入れに対する基本的な姿勢を明確にし体制を整備している。	Ⓐ・b・c
Ⅱ-2-(4)-② 実習生の育成について積極的な取組を行っている。	Ⓐ・b・c

(保育所版)

所見欄

当園の人事は当法人就業規則により運営管理され、管理者を中心に職員の就業状況に配慮しながら、働きやすい職場づくりに向け努力している。現在とくに中堅職員の育ちに力を注ぐ一方、職員配置を工夫し保育園としての機能の強化を図っている。人事考課の実施方法については今後の検討課題である。

また、次代の保育を担う専門職養成の意義を認識し、年間を通して実習生を積極的に受け入れ、養成校と連携しながら実習生一人ひとりと話し合っ立てた実習プログラムを通してその育ちを支援している。

II-3 安全管理

	第三者評価結果
II-3-(1) 利用者の安全を確保するための取組が行われている。	
II-3-(1)-① 緊急時（事故、感染症の発生時など）の対応など利用者の安全確保のための体制が整備されている。	Ⓐ・b・c
II-3-(1)-② 利用者の安全確保のためにリスクを把握し対策を実行している。	Ⓐ・b・c
II-3-(1)-③ 施設として、災害に対応できる能力を有している。	Ⓐ・b・c

所見欄

園生活の安全確保と事故防止にはマニュアルが整備され、避難訓練年間計画に沿った訓練を通して行われている。とくに3歳後半以上の子どもには、事故発生時の行動についても理解するよう指導している。

日常の安全確保はチェック表による日々の安全点検や迅速な伝達と情報の共有を基盤に取り組んでいる。

II-4 地域との交流と連携

	第三者評価結果
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。	
II-4-(1)-① 利用者と地域とのかかわりを大切にしている。	Ⓐ・b・c
II-4-(1)-② 事業所が有する機能を地域に還元している。	Ⓐ・b・c
II-4-(1)-③ ボランティア受け入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	Ⓐ・b・c
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。	
II-4-(2)-① 必要な社会資源を明確にしている。	Ⓐ・b・c
II-4-(2)-② 関係機関等との連携が適切に行われている。	Ⓐ・b・c
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。	
II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズを把握している。	Ⓐ・b・c
II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズに基づく事業・活動が行われている。	Ⓐ・b・c

所見欄

地域交流事業は、現在当園が積極的に取り組んでいる事業のひとつであり、日常の自由な出入りに加え、地域と当園それぞれが実施する交流事業へ参加し、協力することを通して良好な関係を築いている。地域は子どもが育つ場でもあり、そこにある社会資源としての関係機関については職員間に周知され、リスト化され利用に備えられている。とくに関係の深い当市子育て相談室とは日頃から緊密な連携を心がけている。

これら当園の事業を展開する上で根拠となる地域の福祉や子育てに関する情報は総合的に分析・把握され、今年度も卒園児対象の「里帰り交流」事業として実施し、多くの保護者の参加を得た。子育てニーズを迅速に事業に取り込む積極的な努力は高く評価できる。

## 評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

## Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

	第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。	
Ⅲ-1-(1)-① 利用者を尊重したサービス提供について共通の理解をもつための取組を行っている。	Ⓐ・b・c
Ⅲ-1-(1)-② 利用者のプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備している。	Ⓐ・b・c
Ⅲ-1-(2) 利用者満足の上昇に努めている。	
Ⅲ-1-(2)-① 利用者満足の上昇を意図した仕組みを整備している。	Ⓐ・b・c
Ⅲ-1-(2)-② 利用者満足の上昇に向けた取組を行っている。	Ⓐ・b・c
Ⅲ-1-(3) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。	
Ⅲ-1-(3)-① 利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備している。	Ⓐ・b・c
Ⅲ-1-(3)-② 苦情解決の仕組みが確立され十分に周知・機能している。	Ⓐ・b・c
Ⅲ-1-(3)-③ 利用者からの意見等に対して迅速に対応している。	Ⓐ・b・c

## 所見欄

子ども一人ひとりを尊重する保育の基本姿勢は当園保育理念に明示され、園生活全般にわたり具体的な配慮が見られる。また、保育サービスに対する保護者の満足については、さまざまな場と機会をとらえ、可能な限り迅速な対応を心がけており、今回実施した保護者アンケートでも総合評価が非常に高く、当園の日頃の姿勢と努力が保護者からも評価される結果を示している。

保護者満足に関連して、意見や要望、苦情や不満への対応についても、文書と説明による制度の周知に努め、受付担当者ならびに第三者委員を設置し、結果の公表に至る対応の流れがマニュアルに沿って整備されている。

## Ⅲ-2 サービスの質の確保

	第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 質の向上に向けた取組が組織的に行われている。	
Ⅲ-2-(1)-① サービス内容について定期的に評価を行う体制を整備している。	Ⓐ・b・c
Ⅲ-2-(1)-② 評価の結果に基づき組織として取り組むべき課題を明確にしている。	Ⓐ・b・c
Ⅲ-2-(1)-③ 課題に対する改善策・改善計画を立て実施している。	Ⓐ・b・c
Ⅲ-2-(2) 個々のサービスの標準的な実施方法が確立している。	
Ⅲ-2-(2)-① 個々のサービスについて標準的な実施方法が文書化されサービスが提供されている。	Ⓐ・b・c
Ⅲ-2-(2)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	Ⓐ・b・c
Ⅲ-2-(3) サービス実施の記録が適切に行われている。	
Ⅲ-2-(3)-① 利用者に関するサービス実施状況の記録が適切に行われている。	Ⓐ・b・c
Ⅲ-2-(3)-② 利用者に関する記録の管理体制が確立している。	Ⓐ・b・c
Ⅲ-2-(3)-③ 利用者の状況等に関する情報を職員間で共有化している。	Ⓐ・b・c

## 所見欄

福祉サービス第三者評価受審は今回はじめてにも拘わらず、職員全員が自己評価にかかわり、その過程で気づいた課題を文書化する段階まで達成したことは大いに評価できる。また、この過程で業務マニュアルが作成されたことも高く評価できる成果であり、今後第三者評価結果と併せてさらに課題を明確にし、質の高い保育サービスの提供に繋げていかれることを期待したい。

子ども一人ひとりの個人情報とは法人管理規程により適切に保管管理され、その取扱いについては個人情報保護と情報開示の観点から職員に教育が行われ、誓約書の提出を求めて対応している。その上で、日常の保育においては、子ども一人ひとりを共通理解してかかわるための情報の共有が適切に行われている。

## Ⅲ-3 サービスの開始・継続

	第三者評価結果
Ⅲ-3-(1) サービス提供の開始が適切に行われている。	
Ⅲ-3-(1)-① 利用希望者に対してサービス選択に必要な情報を提供している。	Ⓐ・b・c
Ⅲ-3-(1)-② サービスの開始にあたり利用者等に説明し同意を得ている。	Ⓐ・b・c
Ⅲ-3-(2) サービスの継続性に配慮した対応が行われている。	
Ⅲ-3-(2)-① 事業所の変更や家庭への移行などにあたりサービスの継続性に配慮した対応を行っている。	Ⓐ・b・c

## 所見欄

保育所選びの情報は、当市ホームページや当園独自のホームページの公開をはじめ、来園者にはガイドブック(入園のしおり)を用意するなど豊富に提供しており、見学や利用体験等の希望にも随時応じる体制を整備している。

途中で転園の場合はマニュアルに沿って定められた文書様式で対応しているが、途中退園の場合は、退園後も利用できる子育て支援事業を文書で説明して利用を促す等、継続的な支援に努めている。

## Ⅲ-4 サービス実施計画の策定

	第三者評価結果
Ⅲ-4-(1) 利用者のアセスメントが行われている。	
Ⅲ-4-(1)-① 定められた手順に従ってアセスメントを行っている。	Ⓐ・b・c
Ⅲ-4-(1)-② 利用者の課題を個別のサービス場面ごとに明示している。	Ⓐ・b・c
Ⅲ-4-(2) 利用者に対するサービス実施計画が策定されている。	
Ⅲ-4-(2)-① サービス実施計画を適切に策定している。	Ⓐ・b・c
Ⅲ-4-(2)-② 定期的にサービス実施計画の評価・見直しを行っている。	Ⓐ・b・c

## 所見欄

入園後の一人ひとりの子どもについての情報は、発達状況や保護者の意向等を踏まえ定期的に見直され、その情報を基に指導計画が段階的に作成されている。実施状況は園長、主任がかかわり確認し、指導計画に基づく保育の実施に繋げている。

**A-1 子どもの発達援助****1- (1) 発達援助の基本**

	第三者評価結果
A-1-(1)-① 保育計画が、保育の基本方針に基づき、さらに地域の実態や保護者の意向等を考慮して作成されている。	Ⓐ・b・c
A-1-(1)-② 指導計画の評価を定期的に行い、その結果に基づき、指導計画を改定している。	Ⓐ・b・c
A-1-(1)-③ 入園当初の環境変化に対応できるよう支援している。	Ⓐ・b・c

## 所見欄

保育課程は当園基本方針に基づき、保護者の意向や地域の実態を踏まえて策定され、定期的な見直しを経て次年度保育課程や指導計画に適切に反映されている。入園児の健康状態や発達状況は入園前面接を通して把握され、保護者の意向で実施する保育体験や慣らし保育は、子どもへの負担を考慮しながら柔軟に対応し、なかでも新入園児対象の家庭訪問では、保護者の本音を受けとめ、入園間もない子どもと保護者の不安や戸惑いを受けとめた支援を心がけている。

**1- (2) 健康管理・食事**

	第三者評価結果
A-1-(2)-① 登所時や保育中の子どもの健康管理は、マニュアルなどがあり子ども一人ひとりの健康状態に応じて実施している。	Ⓐ・b・c
A-1-(2)-② 健康診断の結果について、保護者や職員に伝達し、それを保育に反映させている。	Ⓐ・b・c
A-1-(2)-③ 歯科検診の結果について、保護者や職員に伝達し、それを保育に反映させている。	Ⓐ・b・c
A-1-(2)-④ 感染症発生時に対応できるマニュアルがあり、発生状況を保護者、全職員に通知している。	Ⓐ・b・c
A-1-(2)-⑤ 食事を楽しむことができる工夫をしている。	Ⓐ・b・c
A-1-(2)-⑥ 子どもの給食内容について、献立の作成・調理の工夫が行われている。	Ⓐ・b・c
A-1-(2)-⑦ 子どもの喫食状況を把握するなどして、保育所給食の向上について体制が整えられている。	Ⓐ・b・c
A-1-(2)-⑧ 子どもの食生活を充実させるために、家庭と連携している。	Ⓐ・b・c
A-1-(2)-⑨ アレルギー疾患をもつ子どもに対し、専門医等からの指示を得て、対応を行っている。	Ⓐ・b・c

## 所見欄

健康診断、歯科検診は法令通り実施され、結果は保護者へ迅速かつ確実に伝達され、日々の保育にも反映させ家庭と連携した対応に繋げている。子どもの健康管理と感染症発生時の対応については、きめ細かなマニュアルを整備し、感染症の拡大予防と早期発見に努めている。

食育については、「命をいただいているありがたさを感じてほしい」という園の願いから、近隣の農家の理解と協力を得て野菜を育てるなど、年間食育計画に沿った活動が行われている。子どもの食に関連して、園給食についても食育委員会を中心に、楽しくおいしく安全な給食の提供を目指している。また、保護者、家庭に対しても、日々の給食サンプルの展示をはじめ、子どもの食に関する情報を提供し、相談にも応じて支援している。

アレルギー疾患のある子どもの除去食は、医師の指導書に従い、子どもの栄養面、健康面と同時に、見た目にも気を配るなど、細かく配慮して提供されている。

## 1- (3) 保育環境

	第三者評価結果
A-1-(3)-① 子どもが心地よく過ごすことができる環境を整備している。	㉠・b・c
A-1-(3)-② 生活の場に相応しい環境とする取組を行っている。	㉠・b・c

## 所見欄

園で子どもが心地よく過ごすことができるよう、マニュアルやチェック表に基づき衛生的で安全な生活の場づくりが積極的に行われている。保育室の色調やマットスペースの確保、声の大きさへの気配り、また廊下の一角に小さいながらも絵本コーナーをつくるなど、長時間を園で過ごす子どもへの細かな配慮が感じられる。

## 1- (4) 保育内容

	第三者評価結果
A-1-(4)-① 子ども一人ひとりへの理解を深め、受容しようと努めている。	㉠・b・c
A-1-(4)-② 基本的な生活習慣や生理現象に関しては、一人ひとりの子どもの状況に応じて対応している。	㉠・b・c
A-1-(4)-③ 子どもが自発的に活動できる環境が整備されている。	㉠・b・c
A-1-(4)-④ 身近な自然や社会とかわかれるような取り組みがなされている。	㉠・b・c
A-1-(4)-⑤ さまざまな表現活動が自由に体験できるように配慮されている。	㉠・b・c
A-1-(4)-⑥ 遊びや生活を通して人間関係が育つよう配慮されている。	㉠・b・c
A-1-(4)-⑦ 子どもの人権に十分配慮するとともに、文化の違いを認め、互いに尊重する心を育てよう配慮している。	㉠・b・c
A-1-(4)-⑧ 性差への先入観による固定的な観念や役割分業意識を植え付けないよう配慮している。	㉠・b・c
A-1-(4)-⑨ 乳児保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	非該当
A-1-(4)-⑩ 長時間にわたる保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	㉠・b・c
A-1-(1)-⑪ 障害児や気になる子どもの保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	㉠・b・c

## 所見欄

保育課程に明示された子ども一人ひとりの理解と受容に立った保育の基本方針は、職員間で共通理解され、日常の園生活全般に反映されている。また、子どもの成長発達にとってのおもちゃの意味を大切に考え、発達段階に相応しいおもちゃを備え、自由に取り出して遊べるよう努めている。自然とのかかわりについても、園内外の身近な自然や小動物にふれる経験を多く取り入れる一方、4歳以上の子どもには公共交通機関を利用して園外へ出かけ、公共施設等を見学するなど、発達に見合った社会体験を取り入れている。

同年齢の友だちとのクラス保育にあわせて、異年齢とのかかわりや活動を意図的、計画的に取り入れ、クラス保育とは異なる育ちの場を創り出している。

園児は長時間を集団保育の場で過ごすため、疲れたら横になって過ごせるマットスペースを設けるなど、保育士がゆったり受けとめ、さまざまな工夫により落ち着いて過ごせる環境づくりを心がけている。とくに延長保育には、職員のほかに複数のパート職員を配置して安定した人間関係の確保に努め、保護者の迎えまでの時間を子どもが安心して過ごせるよう配慮している。

さまざまな理由で配慮を要する子どもについては、研修等で得る基礎的な専門知識や技術を職員で学び合いながら地域の関係機関と連携し、園全体で受けとめ対応する体制を整えている。

乳児保育は現在実施していない。

**A-2 子育て支援****2- (1) 入所児童の保護者の育児支援**

	第三者評価結果
A-2-(1)-① 一人ひとりの保護者と日常的な情報交換に加え、個別面談などを行っている。	Ⓐ・b・c
A-2-(1)-② 家庭の状況や保護者との情報交換の内容が必要に応じて記録されている。	Ⓐ・b・c
A-2-(1)-③ 子どもの発達や育児などについて、懇談会などの話し合いの場に加えて、保護者と共通理解を得るための機会を設けている。	Ⓐ・b・c
A-2-(1)-④ 虐待を受けていると疑われる子どもの早期発見に努め、得られた情報が速やかに所長まで届く体制になっている。	Ⓐ・b・c
A-2-(1)-⑤ 虐待を受けていると疑われる子どもの保護者への対応について、児童相談所などの関係機関に照会、通告を行う体制が整っている。	Ⓐ・b・c

## 所見欄

子どもの発達や子育てについて保護者と共通理解をもつため、日常の情報交換に加え、定期的な個別懇談や親子参加の行事等を通して、家庭での子育ての支援に繋げるよう努めている。

また、虐待が疑われるケースについては、子どもや保護者の日々のようす、清潔や服装への配慮、着替えの際の身体観察等を通して早期の発見に心がけ、対応マニュアルに従い、プライバシーを尊重しながら支援、対応する体制が整備されている。必要に応じて関係機関と連携して支援、対応する体制も整えられている。

**2- (2) 一時保育**

	第三者評価結果
A-2-(2)-① 一時保育は、一人ひとりの子どもの心身の状態を考慮し、通常保育との関連を配慮しながら行っている。	非該当

## 所見欄

現在、一時保育は実施していない。

**A-3 安全・事故防止****3- (1) 安全・事故防止**

	第三者評価結果
A-3-(1)-① 調理場、水周りなどの衛生管理は、マニュアルに基づいて適切に実施されている。	Ⓐ・b・c
A-3-(1)-② 食中毒の発生時に対応できるマニュアルがあり、さらにその対応方法については、全職員にも周知されている。	Ⓐ・b・c
A-3-(1)-③ 事故防止のためのチェックリスト等があり、事故防止に向けた具体的な取組を行っている。	Ⓐ・b・c
A-3-(1)-④ 事故や災害の発生時に対応できるマニュアルがあり、全職員に周知されている。	Ⓐ・b・c
A-3-(1)-⑤ 不審者の侵入時などに対応できるマニュアルがあり、全職員に周知されている。	Ⓐ・b・c

所見欄

園生活の安全確保と事故防止、事故が発生した場合に備えて各種委員会が組織され、それぞれマニュアルを整備して対応するとともに、園内研修や職員会での報告や話し合いを通して職員全体への周知を図っている。  
また、子どもを対象にした避難訓練とは別に、緊急時通報や不審者侵入の際の対応について、通信会社や警察等の関係機関と連携して全職員参加の訓練を実施し、園全体として不測の事態に備えるよう努力している。